

## 第 2 3 号 議 案

足立区診療所における薬剤師の配置基準に関する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区診療所における薬剤師の配置基準に関する条例

( 趣 旨 )

第 1 条 この条例は、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 8 条の規定に基づき、診療所における薬剤師の配置に関する基準について定めるものとする。

( 基 準 )

第 2 条 医師が常時 3 人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置くこととする。

( 委 任 )

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

( 提 案 理 由 )

診療所における薬剤師の配置基準を定める必要があるため、この条例案を提出いたします。